

令和2年度水質検査計画

遠野市環境整備部上下水道課では、お客様に「安全でおいしい水」をお届けするため、水道法に基づく「水質検査計画」を策定し、水道水質の適正な管理に努めます。

1 水質検査計画に関する基本方針

水質検査は、水道法で定められる水質基準への適合状況を把握するために不可欠であり、安全性・信頼性を第一に考え的確に実施します。

2 水道事業の概要（平成30年度実績）

- (1) 給水区域 遠野市（一部地域を除く。）及び住田町の一部
- (2) 行政区域内人口 26,899人
- (3) 給水人口 24,489人
- (4) 普及率 91.0%
- (5) 年間給水量 2,187,949m³

3 水道施設、水源の種別及び水質管理上の留意点等

	水道施設の名称	水源の種別	浄水方法	留意点
①	高室浄水場	表流水	緩速ろ過	濁度・藍藻類
②	綾織浄水場	表流水	緩速ろ過	濁度・藍藻類
③	神明ポンプ場（補助水源）	浅井戸		
④	番屋ポンプ場	浅井戸	滅菌のみ	
⑤	畑屋浄水場	表流水	緩速ろ過	濁度・藍藻類
⑥	張山ポンプ場	浅井戸	滅菌のみ	
⑦	平笹浄水場	表流水	急速ろ過	濁度
⑧	長野浄水場	表流水	緩速ろ過	濁度・藍藻類
⑨	上宮守浄水場	表流水	急速ろ過	濁度
⑩	小沢浄水場	湧水	膜ろ過	濁度
⑪	新町ポンプ場	湧水	急速ろ過	濁度（通常は滅菌のみ）
⑫	塚沢ポンプ場	湧水	滅菌のみ	
⑬	中斉配水池	湧水	滅菌のみ	（予備水源あり）
⑭	米田配水池	湧水	滅菌のみ	
⑮	達曾部浄水場	伏流水	急速ろ過	濁度
⑯	大野平浄水場	表流水	緩速ろ過	濁度・藍藻類
⑰	琴畑浄水場	表流水	緩速ろ過	濁度・藍藻類
⑱	土室浄水場	表流水	緩速ろ過	濁度・藍藻類

4 水質検査内容

(1) 検査の種類

原水水質に関しては、原水全項目検査、クリプトスポリジウム・ジアルジア（以下「クリプト等」という。）検査及びクリプト指標菌（以下「指標菌」という。）検査を行います。また、浄水水質に関しては、水質基準全51項目検査、水質基準全51項目のうち41項目検査及び浄水毎月検査（水質基準全51項目のうち11項目及び水質管理上必要な項目）を行います。

(2) 検査項目及び頻度

検査の種類ごとの検査項目及び頻度については表4-1のとおりです。

表 4 - 1 検査項目及び頻度

検査項目	原水検査			浄水検査				
	検査頻度	全項目	指標菌	クワト等	検査頻度	全項目	41項目	毎月検査
		1回/年	12回/年	1回/年		1回/年	3回/年	8回/年
基 1 一般細菌	1回/年	○			12回/年	○	○	○
基 2 大腸菌	1回/年	○			12回/年	○	○	○
基 3 カドミウム及びその化合物	1回/年	○			4回/年	○	○	
基 4 水銀及びその化合物	1回/年	○			4回/年	○	○	
基 5 セレン及びその化合物	1回/年	○			4回/年	○	○	
基 6 鉛及びその化合物	1回/年	○			4回/年	○	○	
基 7 ヒ素及びその化合物	1回/年	○			4回/年	○	○	
基 8 六価クロム及びその化合物	1回/年	○			4回/年	○	○	
基 9 亜硝酸態窒素	1回/年	○			4回/年	○	○	
基 10 シアン化物イオン及び塩化シアン	1回/年	○			4回/年	○	○	
基 11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/年	○			1回/年	○		
基 12 フッ素及びその化合物	1回/年	○			1回/年	○		
基 13 ホウ素及びその化合物	1回/年	○			1回/年	○		
基 14 四塩化炭素	1回/年	○			1回/年	○		
基 15 1,4-ジキオサン	1回/年	○			1回/年	○		
基 16 1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回/年	○			1回/年	○		
基 17 ジクロロメタン	1回/年	○			1回/年	○		
基 18 テトラクロロエチレン	1回/年	○			1回/年	○		
基 19 トリクロロエチレン	1回/年	○			1回/年	○		
基 20 ベンゼン	1回/年	○			1回/年	○		
基 21 塩素酸	浄水項目				4回/年	○	○	
基 22 クロロ酢酸	浄水項目				4回/年	○	○	
基 23 クロロホルム	浄水項目				4回/年	○	○	
基 24 ジクロロ酢酸	浄水項目				4回/年	○	○	
基 25 ジブロモクロロメタン	浄水項目				4回/年	○	○	
基 26 臭素酸	浄水項目				4回/年	○	○	
基 27 総トリハロメタン	浄水項目				4回/年	○	○	
基 28 トリクロロ酢酸	浄水項目				4回/年	○	○	
基 29 ブロモジクロロメタン	浄水項目				4回/年	○	○	
基 30 ブロモホルム	浄水項目				4回/年	○	○	
基 31 ホルムアルデヒド	浄水項目				4回/年	○	○	
基 32 亜鉛及びその化合物	1回/年	○			4回/年	○	○	
基 33 アルミニウム及びその化合物	1回/年	○			4回/年	○	○	
基 34 鉄及びその化合物	1回/年	○			4回/年	○	○	
基 35 銅及びその化合物	1回/年	○			4回/年	○	○	
基 36 ナトリウム及びその化合物	1回/年	○			4回/年	○	○	
基 37 マンガン及びその化合物	1回/年	○			4回/年	○	○	
基 38 塩化物イオン	1回/年	○			12回/年	○	○	○
基 39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/年	○			4回/年	○	○	
基 40 蒸発残留物	1回/年	○			4回/年	○	○	
基 41 陰イオン界面活性剤	1回/年	○			4回/年	○	○	
基 42 ジェオスミン	1回/年	○			12回/年	○	○	○
基 43 2-メチルイソボルネオール	1回/年	○			12回/年	○	○	○
基 44 非イオン界面活性剤	1回/年	○			4回/年	○	○	
基 45 フェノール類	1回/年	○			4回/年	○	○	
基 46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1回/年	○			12回/年	○	○	○
基 47 pH値(検査時の水温含む)	1回/年	○			12回/年	○	○	○
基 48 味	浄水項目				12回/年	○	○	○
基 49 臭気	1回/年	○			12回/年	○	○	○
基 50 色度	1回/年	○			12回/年	○	○	○
基 51 濁度	1回/年	○			12回/年	○	○	○
独自 アンモニア性窒素	1回/年	○			12回/年	○	○	○
独自 遊離残留塩素(現地検査)	浄水項目				12回/年	○	○	○
独自 遊離残留塩素(分析室検査)	浄水項目				12回/年	○	○	○
クワト 大腸菌	12回/年		○		原水項目			
クワト 嫌気性芽胞菌	12回/年		○		原水項目			
クワト クリプトスポリジウム	1回/年			○	原水項目			
クワト ジアルジア	1回/年			○	原水項目			

(3) 検査を省略する項目及び理由

基11から基20までの10項目については、水道法施行規則第15条第1項第3号ハ（原水の水質が大きく変化する恐れが少ないと認められる場合であって、過去3年間における当該事項についての検査結果がすべて水質基準値の5分の1以下であるとき）の適用により、検査回数を年4回から年1回に省略します。

(4) 採水場所、検査回数及び理由

水質検査回数については、水道法施行規則第15条及び水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づくものです。系統ごとの検査回数は表4-2のとおりです。

表4-2 原水及び浄水系統ごとの検査回数

原 水				浄 水			
採水水源	全項目	指標菌	クリプト等	採水給水栓	全項目	41項目	毎月検査
① 高室系	1回	12回	1回	① 踊鹿配水系	1回	3回	8回
② 綾織系	1回	12回	1回	② 綾織配水系	1回	3回	8回
③ 神明補助水源	1回	1回	-	-	-	-	-
④ 佐比内系	1回	12回	4回	③ 初山配水系	1回	3回	8回
⑤ 畑屋系	1回	12回	1回	④ 畑屋配水系	1回	3回	8回
⑥ 張山系	1回	12回	1回	⑤ 小倉配水系	1回	3回	8回
⑦ 平笹系	1回	12回	1回	⑥ 平笹配水系	1回	3回	8回
⑧ 長野系	1回	12回	1回	⑦ 長野配水系	1回	3回	8回
⑨ 上宮守系	1回	12回	1回	⑧ 上宮守配水系	1回	3回	8回
⑩ 小沢系	1回	12回	1回	⑨ 小沢配水系	1回	3回	8回
⑪ 新町系	1回	12回	1回	⑩ 新町配水系	1回	3回	8回
⑫ 塚沢系	1回	12回	1回	⑪ 塚沢配水系	1回	3回	8回
⑬ 中斉予備水源	1回	12回	4回	⑫ 中斉配水系	1回	3回	8回
⑭ 米田系	1回	12回	1回	⑬ 米田配水系	1回	3回	8回
⑮ 達曽部系	1回	12回	1回	⑭ 達曽部配水系	1回	3回	8回
⑯ 大野平系	1回	12回	1回	⑮ 大野平配水系	1回	3回	8回
⑰ 琴畑系	1回	12回	1回	⑯ 琴畑配水系	1回	3回	8回
⑱ 土室系	1回	12回	1回	⑰ 土室配水系	1回	3回	8回

5 臨時の水質検査に関する事項

水道水が水質基準に適合しない恐れがある以下の場合には、臨時の水質検査を行います。

- (1) 原水の水質が著しく悪化したとき（色・濁り・臭気・油汚染等）。
- (2) 水源に異常があったとき（魚が死んで浮き上がった時等）。
- (3) 水道施設に異常があったとき（浄水の処理過程での異常、配水管その他水道施設が著しく汚染された恐れがある時等）。

6 水質検査の実施方法

上下水道課では水道法第20条の定めにより、厚生労働大臣の登録を受けた業者にその全部を委託し、水質検査計画に基づく水質検査を実施します。

7 公表の方法(情報提供)

水質検査計画及び水質検査結果は、市の広報誌及びホームページで公表します。

8 関連機関との連携

将来にわたり安全で安心して利用できる水を供給するため、良好な水源を確保することが基本であることから、関係機関との連携を密にし、水道水源の水質保全に努めます。